

理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会
福島座長 殿

平成29年11月20日

理学療法士・作業療法士学校養成施設 カリキュラム等改善検討会への緊急要望書

貴会の皆様が、カリキュラム等改善のために精力的にご議論されていることに敬意を表します。

私の夫、大野輝民は、理学療法士養成専門学校 近畿リハビリテーション学院で、当時第三学年学生であった平成25年11月の臨床実習中、繰り返されるハラスメントに耐えかねて姿を消し、須磨浦山上遊園で自殺しました。彼の自殺後に私たちが知ったのは、この学校は平成20年9月にも臨床実習中の学生によるハラスメントを苦にした自殺事件を起こしていたことでした。同一学院で起きた2つの事件は決して偶然ではありません。臨床実習にまつわるうつ病の発症や自殺について、それまでに何度も業界内で問題提起されていたのです。

私たち遺族は、この事件に関心を持つ人達と、理学療法士等学校養成施設と臨床実習の在り方を改革して、同様の悲劇の再発防止のために活動しています。これまでに国会議員の協力を得て政府へ質問主意書を2回提出し、厚生労働委員会においてもこの問題を取り上げて頂き、理学療法士等養成に係る諸々の問題については養成カリキュラム全体の見直しを行なう中で対策について検討してまいりたいと回答頂きました。

その後、検討会における議論の推移を見守っておりましたが、第三回まで拝見し、臨床実習で学生が置かれている実状について問題が共有されていないのではないかと危惧しております。実習期間中、実習指導者からのハラスメントと学生に対する過度の要求（これもハラスメントの一つです。）が常態化し、実習生は高いストレスと睡眠不足の状態に追い込まれています。臨床実習では、「毎日課題を持ち帰り翌朝課題を提出する。」というスタイルが広く採用されておりますが、そもそも、これは、現在の理学療法士作業療法士養成施設ガイドライン5（4）「臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること」からすると認められません。課題等も実習時間内に終わらせることが基本となるのです。この点、理学療法士協会の理学療法教育ガイドライン（1版）でも、「養成校が求める学習内容は、自己学習も含めて、すべて開講期間の週日定時まで習得できる」（27頁）とされていることから、協会の認識とも一致するものです。

実習で追い詰められて自殺した2名の学生の事件を教訓とし、高いストレス状態や睡眠不足に学生を陥らせることがないように、十分な防止措置を是非是非ご議論頂き、養成カリキュラム改善検討会として示して頂きたいと考えております。

つきましては、下記のような対応が必要不可欠だと私共は考えておりますので、

ガイドライン見直しに活かしていただきたく以下提案致します。

記

- 1、 臨床実習における教育内容・教育方法・到達目標等、臨床実習教育のあり方について、ガイドラインに詳細に規定すること

厚生労働省は現役学生及び新人理学療法士を対象とした実態調査の結果を11月30日に発表しましたが、それによると、殆どの学生が自宅で毎日2-3時間を課題遂行に費やし、50%以上が講義日より睡眠時間を3時間以上削り、約50%が臨床実習中に心身に不調をきたし、1658人のうち275人が医療機関を受診したと回答しているのです。こうした現状を踏まえれば、臨床実習教育のあり方についての提示が必要不可欠であることは明白です。

一単位45時間で何を学生に体験させ、どのようなやり方で行い、どのような結果を求め、学生をどのように評価するのか、実習施設にどのような権限を与えるか、一日の実習時間、日誌など課題作成に関してどこで・どのように、等についてガイドラインに詳細に規定する必要があります。

- 2、 課題を臨床時間中に確実に終わらせる方法を規定すること

単位の計算方法で、「実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること」と改正するとされていますが、既に述べた通り、現在のガイドラインでも課題は実習時間内に終わらせることが基本となっており、この規定が全く守られていないことは、前述のアンケート結果から明らかです。

今回の改正でも文言の修正だけでは遵守されない可能性が高く、この規定を担保する方法を規定すべきと考えます。

案1) 臨床実習中、日誌等の課題を不要とし、臨床実習の現場経験のみを課す。

案2) 1日のうち、現場での実習は午前中と午後2時間のみにして、残り2時間は日誌など課題作成時間として、課題を含めた一日の業務を実習時間中に完結させる。日誌など課題作成時間は机が用意されること。

案3) 午前中実習を終えて、午後1時間はレポート作成、その後2回目の実習2時間後1時間のレポート作成等の手順を決め、課題を含めた一日の業務を実習時間中に完結させることにする。

案4) 3時まで実習して養成施設へ帰り、養成施設でレポート作成して提出した上で教員と懇談して一日分完結する。これを繰り返す。実習先のバイザーやサブバイザーに実習終了等、過度な権限を与えず、教員が

学生の実習状況を詳細に把握できる利点がある。(注：大野輝民の自殺事件裁判で被告となっている辻クリニックは、学校教育法第11条を引合いに、「指示・指導が、学生に対する懲戒的要素を含む」ことが認められていると述べていますが、懲戒は校長と教員にしか認められていません。実習指導者の権限の範囲を明確にしておく必要があると考えます。)

3、 有資格者が行う理学療法・作業療法と同程度の安全性を確保するために、指導者によるきめ細かな指導・監督のもと行われること

学生が患者の身体に触れる場合は、実習指導者が対象技術の意義と方法について説明し、必ず手本を見せて、学生の能力が実践のレベルにあるかを事前に確認し、その上で指導者の管理監督のもと体験させることを明示すべきと考えます。

以上